独立役員届出書

1. 基本情報

| 会社名 | 日本山村硝子株式会社 コード 52 | | | | | | | | |
|----------------------------------|-------------------|--------------------------|---------|--|-----------|--|--|--|--|
| 提出日 | | 2025/5/28 | 異動(予定)日 | | 2025/6/26 | | | | |
| 独立役員届出 提出理由 | | 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため | | | | | | | |
| ☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1) | | | | | | | | | |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役/ 社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性(※2・3) | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の 同意 | | | | |
|----|-------|-----------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|--|------|-----------|---|------|-------|----|
| | | | | а | b | С | d | е | f | g | h | | j | k | - | 該当なし | 大利的合 | 同意 |
| 1 | 高坂佳郁子 | 社外取締役 | 0 | | | | | | | | | | 0 | | | | 訂正・変更 | 有 |
| 2 | 泉 豊禄 | 社外取締役 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 訂正・変更 | 有 |
| 3 | 近谷 逸郎 | 社外取締役 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 新任 | 有 |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| <u> </u> | <u> </u> | |
|----------|------------------------------------|--|
| 番号 | 該当状況についての説明(※4) | 選任の理由(※5) |
| 1 | すが、弁護士法人色川法律事務所と当社との間には、僅少(2025年3月 | 高坂佳郁子氏は弁護士であり企業法務に精通しているため、監査等委員である社外取締役として客観的かつ専門的な見地から経営監視を行うことが可能であり、法的な観点からモニタリングを実施することで、経営者および取締役の職務執行状況の適法性確保や、経営者が合理的な判断を下すのに適した体制に繋がるものと考えております。また、同氏は当社との間に特別な関係は有しておらず、当社の顧問契約先である弁護士法人色川法律事務所の社員弁護士でありますが、当社からは役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性を確保しているものと考え、独立役員に指定しております。 |
| 2 | 該当無し | 泉豊禄氏の企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識が、監査等委員である社外取締役として当社の経営監視ならびに業務執行に対する適切な監督の強化に寄与するものと考えております。また、同氏は当社との間に特別な関係は有していないこと、当社からは役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性を確保しているものと考え、独立役員に指定しております。 |
| 3 | 該当無し | 近谷逸郎氏は金融機関における豊富な業務経験に加え、弁護士として幅広い知見と豊富な経験を有しているため、監査等委員である社外取締役として客観的かつ専門的な見地から経営監視を行うことが可能であり、法的な観点からモニタリングを実施することで、経営者および取締役の職務執行状況の適法性確保や経営者が合理的な判断を下すのに適した体制に繋がるものと考えております。また、同氏は当社との間に特別な関係は有していないこと、当社からは役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性を確保しているものと考え、独立役員に指定しております。 |
| 4 | | |
| 5 | | |

<u>4. 補足説明</u>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - L. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~ | のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に 違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。